

## 生徒会会則

### 第1章 総則

第1条 本会は愛知県立国府高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は学校PTA並びに地域社会と協力し、校風の刷新向上を図るとともに、会員一般の福祉と教養を増進することを目的とする。

第3条 この会則は生徒会の最高規定でありこの規定に反する規則、その他の行為は効力がない。

第4条 国府高等学校生徒はすべて会員の一員であり、教職員は顧問とする。

第5条 会員は学年、組別等により何等差別されるものでなく、特権はこれを認められない。

第6条 会員は会則に対して忠実である義務を有し、役員、代議員、その他を選出罷免する権利を持ち、会則、規定の制定、改廃及びその他の事項に関して代表を通じて要求する権利を有する。

### 第2章 組織構成

第7条 本校は代議員会、各種委員会、部長会により構成される。

### 第3章 代議員会

第8条 代議員会は生徒会活動の決議機関であり、各HRから選出された2名の代議員によって構成され、各代議員は1票の票決権を持つ。

第9条 代議員は4月、10月に改選され、再選を妨げない。ただし代議員は執行部役員及びHR委員を兼ねることができない。

第10条 本代議員会は、代議員の過半数、あるいは執行部の要求がある場合は

議長によって招集される。

第11条 本代議員会は代議員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

第12条 本代議員会の議長、副議長は代議員の互選によって選出される。

議事運営は議事規定による。

第13条 本代議員会には代議員の互選により次の委員会が組織され、長がおかれる。

1. 会計監査委員会 なお、その他必要に応じて特別委員会がおかれる。

第14条 代議員は、HRで無記名投票の結果3分の2以上によって要求された場合には辞任しなければならない。また代議員自身の辞任理由が、HRの過半数により認められた場合、代議員会はこれを承認する。なお、議員辞任の場合は直ちに後任議員が選出される。

第15条 代議員会は特別選挙の役員を選出、決算の承認・会則の決定、修正等を決議する。

### 第4章 役員

第16条 執行部は次の役員によって構成され、会の執行に当たる。

会 長 1名

副会長 1名

書 記 2名

会 計 2名

第17条 役員任期は前期を4月1日より9月30日まで、後期を10月1日より

り翌年3月31日までとする。ただし任期終了後も次の役員が選出され、その引継ぎが行われるまでその事務を執行する。

第18条 全役員は別に定めた役員選挙法により選出される。

第19条 会長は生徒会を代表し生徒会の行事計画につき会員並びに学校に対して責任を負う。

第20条 副会長は会長が不在または執行不能の場合これに代り、また各委員会の連絡にあたる。

第21条 書記は本会に関する記録、信書、公文書等を管理する。

第22条 会計は生徒会会計の事務をつかさどる。

第23条 会長を除き役員が辞任または執行不能の場合は新役員が選出される。会長の場合は副会長が自動的に会長となり職務を遂行する。

第24条 役員は代議員の3分の2以上の要求がある時は辞任しなければならない。また役員が辞任理由が全代議員の過半数により認められた場合は辞任することができる。

## 第5章 委員会

第25条 本会に次の委員会が設置され、各委員会はそれぞれの長によって召集される。

① 保健委員会

② 体育委員会

③ 選挙管理委員会

④ 文化祭実行委員会

⑤ 光風編集委員会

第26条 保健委員会は各HRから選出された各々2名の保健委員によって構成され保健事業をつかさどる。この委員会の長は委員の互選による。

第27条 体育委員会は各HRから選出された各々2名の体育委員によって構成され、体育行事をつかさどる。この委員会の長は委員の互選による。

第28条 文化祭実行委員及び委員会は執行部と協力して文化祭の実施、発展に努める。この委員会の長は委員の互選による。

第29条 生徒会機関紙「光風」の編集は光風編集委員の協力を経て発行される。この委員会の長は委員の互選による。

## 第6章 HR

第30条 各HRには2名の委員がおかれ、これらの委員はHRの運営をつかさどる。

第31条 各HRには必要のある時種々の委員をおくことができる。

第32条 HR委員の改選、再選等は代議員の場合に準ずる。

## 第7章 部活動

第33条 部活動は部員相互の親睦と心身鍛錬及び学術技芸の修得を目的とする。

第34条 部活動は同好者によって作られ運営されるものであり、その存在は代議員会の承認を要する。

第35条 会員は積極的に部活動に参加する。ただしその選択は自由であり、また中途において他部活動に転向することができる。

第 36 条 部活動は部員の 3 分の 2 以上の承認を得た時経費を徴収することができ、財政は各部活動によって運営される。

昭和 25. 2. 24 改正

第 37 条 各部活動は定期活動の時間以外に研究活動を行うことができる。ただし全会員に関係ある行事計画は代議員の承認を要する。

昭和 26. 7. 14 改正

昭和 33. 2. 13 改正

第 38 条 各部活動には部員互選による部長 1 名、副部長 1 名をおく。

昭和 39. 4. 1 改正

## 第 8 章 財政

昭和 52. 6. 16 改正

第 39 条 本会の経理は生徒会会費を以てこれに当る。

昭和 59. 4. 1 改正

第 40 条 会計監査委員会は毎年末会計帳簿の監査を行う。

昭和 60. 4. 1 改正

## 第 9 章 顧問

平成元年 4. 1 改正

第 41 条 生徒会には教職員によって選ばれた 1 名以上の顧問を置く。顧問は執行部会、代議員会に出席する。顧問はすべての議事においては表決権を持たない。

平成 9. 4. 1 改正

平成 17. 4. 1 改正

第 42 条 各機関には 1 名以上の顧問がおかれ、部活動の各部には、顧問が付き成立する。ただし第 34 条による。

## 第 10 章 最高決定権

第 43 条 生徒会に関する一切の諸問題についてその最終決定は学校長が行う。

## 第 11 章 会則の修正

第 44 条 本会則及び修正案は文書化されて代議員会に提出される。

第 45 条 会則の改正は各 HR における一定の審議期間を経た後、代議員会において全代議員の 3 分の 2 以上でこれを決し、校長の認可により成立する。

昭和 24. 7. 16 制定